京都市告示第645号

昭和60年9月26日京都市告示第128号(京都市道路占用許可基準)の一部を次のように改めます。

令和2年3月30日

京都市長 門川 大作

- 第17条第1号を次のように改める。
- (1) 多数人の避難又は道路の交通の緩和等相当の公共的利便に寄与するものであること。
- 第17条第4号及び第5号を次のように改める。
- (4) 地下通路の構造及び設備は、消防法その他の関係法令並びにこれらに基づく命令及び条例の規定に適合すること。
- (5) 地下通路の占用の場所及び構造は、道路法施行規則第4条の4の3の規定に適合すること。
- 第17条第6号及び第7号を削り、同条第8号を第6号とする。
- 第18条中「第3条及び前条第1号の規定並びに」を削り、「次の各号に掲げるところによらなければならない。」を「路面に対してほぼ水平とし、連絡する施設間を最短距離で結ぶものでなければならない。」に改め、同条第1号及び第2号を削る。

附則

この改正基準は、告示の日から施行し、同日以降の許可に係る占用物件について適用する。

(建設局土木管理部道路河川管理課)